

「チョイソコみなみしまばら」 スポンサー制度のご紹介



南島原市地域公共交通活性化協議会

〈事務局〉

南島原市役所 地域づくり課 地域支援班

TEL 0957-73-6631 FAX 0957-82-3086

1. 「チョイソコみなみしまばら」について

- (1) 本事業は、南島原市地域公共交通活性化協議会（以下「本協議会」という。）が事業主体として、新たな公共交通網の整備を目的とした予約型乗合タクシーの実証運行を行うものです。

予約型乗合タクシー「チョイソコみなみしまばら」は、旅客自動車運送事業者が、スポンサー各社様のご協力の下、南島原市が指定する地域内において、会員を乗り合いの形態により特定の目的地に定額運賃で運送するサービスです。

【サービス概要】

地 域	加津佐町・口之津町エリア 西有家・有家エリア 南有馬町・北有馬町エリア 布津・深江エリア
運行日時	月曜から土曜（祝日、年末年始、その他本協議会が定めた運休日を除く。）9：00～17：00
乗 客	会員規約にもとづき会員登録をされた方
運 賃	1回 300 円、 ※高校生以下は 100 円 ※未就学児は会員である保護者が同乗する場合は無料
停留所	路線バス停留所、公の施設、 <u>スポンサー様の敷地</u> 、 ゴミステーション等
旅客自動車運送事業者	域内の旅客自動車運送事業者

- (2) 運行において、旅客自動車運送事業者は、会員の予約に応じて、会員を路線バス停留所、公の施設、スポンサー様敷地、ゴミステーション等に所在する停留所に運送します。
- (3) 本サービスの円滑な運営のため、本協議会は停留所の設置および維持管理を行います。

2. スポンサー様によるご協力のお願い

スポンサー様には、以下のとおり運行にご協力下さいますようお願いいたします。

- ① 通行、会員の乗降および待機に支障のない場所を、停留所としてご提供下さい。
- ② 協議会が設置する停留所（表示）の掲示についてご協力ください。
- ③ スポンサー様の営業所等に、本サービスの利用申込書・資料等を備え置き頂き、顧客から問合せがあれば、チョイソコセンターの連絡先をご案内下さい。
- ④ 旅客自動車運送事業者に代わって、運行遅延、急遽の運休の連絡を取る必要がある場合、または携帯電話が使用できない会員に対して緊急で連絡を取る必要がある場合、スポンサー様においてチョイソコセンターからの連絡事項を当該スポンサー様の停留所でお待ちの会員に伝達するよう努めて下さいますようお願いいたします。
- ⑤ 停留所において、会員に体調不良、事故、その他緊急事態がある場合、チョイソコセンターにご連絡下さい。
- ⑥ スポンサー様の営業所等の従業員等、本サービスに関わる可能性のある方々に、スポンサー様にご協力頂く内容のご周知をお願いします。
- ⑦ 本サービスについての利用者のお声を本協議会へお聞かせください。

3. スポンサー契約条件

スポンサーとなることができる者は、高齢者をはじめとして市民の皆様の外出支援を目的とした本事業にご賛同いただき、チョイソコ停留所（外出目的先となる事業者停留所）の設置に協賛金をご負担いただける法人／個人事業者、協会／組合、グループが対象となります。ただし、下記に該当する場合はスポンサーとなることができません。

- ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に定める風俗営業、またはこれに類似するものに係る業種・事業者
- ② 消費者金融および高利貸しに係る業種・事業者
- ③ 債権の取立て、示談の引受け等に係る業種
- ④ ギャンブル（宝くじを除く）に係る業種・事業者
- ⑤ 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種・事業者
- ⑥ 破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続その他の倒産手続の申立てを行い、又はこれらの申立てを受けている事業者
- ⑦ 暴力団等、反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力との関係があると疑われる業種・事業者
- ⑧ 法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく業を行う事業者
- ⑨ 各種法令に違反している事業者
- ⑩ 前各号の他、本協議会が適当でないと判断するもの

4. スポンサー料および支払条件

停留所の設置の対価または運行事業への協賛として、スポンサー料を以下のとおり頂きます。

また、上記 2. に定める協力を行うにあたってスポンサー様に生じた費用、ならびに振込手数料については、スポンサー様でご負担下さい。

スポンサー料の額： 5, 000 円/月（消費税込み）

支払条件： 年額一括払い又は分割払い

（納入期限は請求書を受領した月の月末まで。請求書はその月の 10 日までに発送。）

振込先： 南島原市地域公共交通活性化協議会

十八親和銀行 有家支店 普通 5002105

5. 前提条件および終了等

運行の実施および継続は、監督官庁、自治体、業界団体、その他の機関の許認可および承諾を得られること、および法令遵守の対応ができていることを条件とします。

運行は、協議会の判断により、中止又は終了することがあります。

運行を中止又は終了した場合は、南島原市ホームページにてお知らせいたします。

6. 秘密保持および個人情報の保護

スポンサー様が個人情報を知り得た場合、法令に則り適正に取り扱うものとします。

7. 責任の制限

本サービスの運行管理は、旅客自動車運送事業者が行います。旅客自動車運送事業者の故意または過失によりスポンサー様が損害を被った場合、本協議会の故意または過失によらずにスポンサー様が損害を被った場合、または上記に定める前提条件の不成就もしくは運行の中止・終了によりスポンサー様が損害を被った場合、本協議会は、スポンサー様に対して何らの責任を負いません。

8. スポンサー契約の終了

スポンサー様のご希望で実証運行期間中にスポンサー契約を終了されたい場合、契約を終了する予定の 1 カ月前までに南島原市役所地域づくり課(0957-73-6631)にお電話ください。終了手続の月の翌月分より、スポンサー料は発生いたしません。また、スポンサー様が提供した停留所は、会員への停留所廃止の周知及び停留所の撤去の完了をもって廃止となり、スポンサー契約も終了します。

南島原市地域公共交通活性化協議会事務局あて
(南島原市 地域づくり課 地域支援班)

チョイソコみなみしまばら スポンサー申込書

料金：(1箇月の金額) 5,000 円

内容

停留所の設置：エリア内の店舗に1箇所。

スポンサーを希望する期間 令和 年 月 ～

ご希望の支払い方法を「○」で囲んでください。

※前払いとさせていただきます。

一括払い ・ 6箇月ごと ・ 3箇月ごと

- ・ 本協議会の判断により、運行が中止された場合、既に納入されているスポンサー料について、中止となった月の翌月以降の分を返金いたします。
- ・ 振込手数料については、貴社にてご負担をお願いいたします。

以上の内容について承知し、スポンサーとなることを申し込みます。

令和 年 月 日

ご 住 所 _____

名 称 _____

担当者様氏名 _____

連 絡 先 _____